

# 一人ひとりの人権が大切にされる新潟 ～「人権文化」を育み，定着させるために～



新潟市人権教育・啓発推進計画 概要版

## 人権とは

人間が生まれながらにして持っている自分らしく生きる権利です。  
個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利です。  
すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、  
幸福を追求するために等しく保障される権利です。

侵害されたときは公の制度によって救済される法的な権利です。  
差別や虐待などの人権侵害を自分自身のことにとらえ、許さず、  
なくしていく必要があります。また、お互いを尊重し、認め合い、  
活かし合って、人権が尊重される社会につなげていきましょう。



### 「新潟市人権教育・啓発推進計画」

新潟市は、2008(平成20)年に制定した「新潟市自治基本条例」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指すことを宣言しました。また、にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)においては「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を未来都市像として掲げています。

本計画はこれらを実現するために必要な考え方や施策の方向性を示しています。

### 「人権文化」とは

人権が理念として理解されるだけでなく、  
日常の暮らしの中で人権が尊重されるよう  
人々が行動することを言います。

## 基本的な視点

## 人権を尊重する新潟市となるために

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題はいつそう複雑化・多様化しています。

新潟市では、誰もが人権について学ぶ機会が確保され、お互いを尊重し、認め合い、活かしかう環境づくりを進めます。また、もし人権侵害が起きた場合は、これを傍観するのではなく、社会的な問題として、地域と行政が一体となって取り組み、人権侵害を受けた人を力づけるまちづくりを進めます。

### ①「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。人権が侵害されたときには人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回復を主張できます。

人権侵害を生まないためには、他者への「思いやり」や「やさしさ」が大切であるという意識に加えて、誰もが「法」に基づく「権利主体」として人権が保障されることを強調した教育・啓発を進めます。

### ②法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

人権は「法」によって守られています。これらを使いこなすことで私たちの権利は実際に守られます。そのために、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、法を理解し使いこなす力を向上させる視点を重視します。

### ③人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくありません。しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、声掛けし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会をめざします。

### ④多様性(ダイバーシティ)の尊重と社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識を醸成する

差別を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かしかう多様性(ダイバーシティ)の尊重や社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)についての意識の醸成を進めます。



### ⑤人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視した教育・啓発を進めます。



### ①市職員に対する人権教育・研修

研修などの機会を活用して、すべての職員の間で「人権文化」が根付くように努力します。「市役所の業務はすべて人権に結びつく」ことを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。



### ②地域社会における人権教育・啓発の推進

人権講演会・人権啓発イベントの開催、啓発冊子の配布や啓発ポスターの掲示など啓発機会の充実に努めます。

### ③学校における人権教育の推進

一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることや、いじめや差別などの人権侵害が生じた場合、傍観せず、皆の問題としてとらえるよう児童生徒等に指導します。また、児童生徒等や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせます。

児童生徒等に寄り添いながら問題解決に取り組むとともに、必要に応じて家庭や地域との連携や校種間の連携を通じた取組を行います。



### ④生涯学習における人権教育・啓発の支援

人権について考える講座や講演会を開催するとともに、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、地域に密着した人権教育・啓発に努めます。

### ⑤民間団体における人権教育・啓発の支援

情報の提供、情報交換の場の設定、学習教材の提供、講師の派遣・紹介など、市民と協働し、「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

### ⑥企業における人権教育・啓発の支援

企業における公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備が図られるよう、他の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進し、企業の主体的な取組を支援します。

### ⑦インターネットによる人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進

インターネットにおいては、その匿名性を悪用し、誹謗中傷、特定の個人のプライバシー情報の無断掲載、差別的な書き込みなどの人権に関わる問題が生じています。表現の自由や個人の名誉などに関して正しく理解し、正しく使ってもらうための人権教育・啓発に努めます。学校においては、情報活用能力の育成と情報モラルの向上の教育に努めます。

### ⑧人権救済のための相談制度の充実

市民からの人権相談は、複雑化・多様化しているため、さまざまな分野の相談に対応できるよう相談体制の充実と相談窓口の周知に努めます。また、自治体だけでは解決できない課題や必要に応じて適切な救済が受けられる仕組み作りのため、関係機関や関係団体と連携に努めます。

## 主な人権課題

### ◆女性

現在も男女の固定的な役割分担意識があり、女性であることを理由とした差別や不平等等、不利益なことが多くあります。男女が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

### ◆子ども

いじめ、不登校、児童虐待などが社会問題化するなど、子どもを取り巻く環境はますます厳しくなっています。子ども一人ひとりの人権が尊重され、すべての子どもがそれぞれの持っている能力を最大限に発揮して、自分らしく生きていけることが必要です。

### ◆高齢者

高齢化の進展に伴い、介護する家族の高齢化、認知症高齢者の増加、介護施設や家庭内での高齢者虐待が社会問題となっています。すべての世代が支え合い、高齢者の人権を高齢者自身やその援助者が守ることで、安心して生活できるようにすることが必要です。



### ◆障がい者

障がいのある人は、周囲の理解不足や誤解、偏見により、障がいを理由に不利益な取扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じるケースがあります。障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が日常生活又は社会生活を営むうえで障壁を取り除き、地域で安心して自立した生活を送ることができるようにすることが必要です。

### ◆同和問題

同和問題は、歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人が今でも結婚や就職など日常生活上のさまざまな差別を受けている人権上の重大な問題です。厳しい差別の現実深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていくことが必要です。また、インターネット上の人権侵害についての対応も必要です。

### ◆外国籍市民等

言葉や文化、生活習慣の違いなどから生活に不便をきたしたり、社会の中で孤立したり、いわれない偏見や差別を受けることがあります。互いの文化や生活習慣の違いを理解し、国籍や文化の違いにかかわらず、すべての人々が暮らしやすい地域社会づくりが必要です。

### ◆HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV/エイズやハンセン病に対する正しい知識や理解の不足から、依然として感染者、患者や元患者、その家族などへの偏見や差別があります。さまざまな機会を通して人権に配慮した正しい知識の普及・啓発が必要です。

### ◆新潟水俣病被害者

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対する偏見や差別など深刻な問題をもたらしました。誤った情報が重大な人権侵害につながった教訓を活かした教育・啓発が必要です。

### ◆北朝鮮当局による拉致被害者

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、全面解決に向けた取組が必要です。

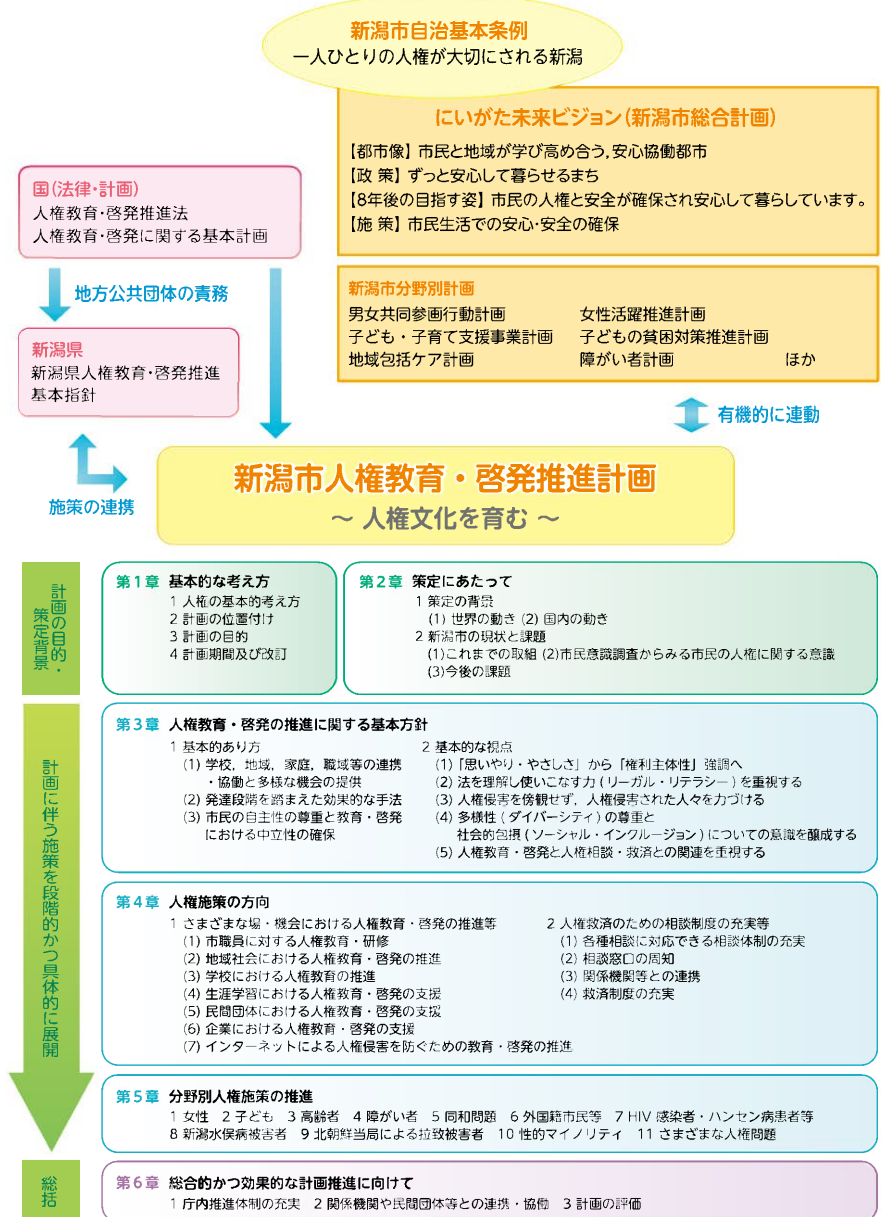
### ◆性的マイノリティ

性的マイノリティについて、社会において正しい理解が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解による差別を受けたり、何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。性の多様性に関する正しい認識を社会全体に広げ、誰もがその人らしさを尊重されるための取組が必要です。

### ◆さまざまな人権問題

ホームレス、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人、個人情報、職業差別、アイヌの人々、東日本大震災に起因する人権侵害などさまざまな人権問題があります。すべての人の人権を尊重するという視点に立った教育・啓発が必要です。

## 新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系





一人ひとりの人権が  
大切にされるまち  
新潟市

**新潟市市民生活部広聴相談課**

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025-226-1016 FAX : 025-223-8775

E-mail : [kocho@city.niigata.lg.jp](mailto:kocho@city.niigata.lg.jp)

令和2年3月